国立大学法人電気通信大学職員退職規程

制定 平成16年4月1日規程第32号 最終改正 令和5年6月19日規程第6号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学就業規則(以下「就業規則」という。)第 18条の規定に基づき、国立大学法人電気通信大学(以下「大学」という。)に勤務する 職員の退職について、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職)

- 第2条 職員が次の各号の一に該当した場合は、各号に定める日をもって退職したものと する。
 - 一 退職を願い出て学長から承認された場合 発令の日
 - 二 定年に達した場合 定年に達した日以後における最初の3月31日
 - 三 任期の定めがあるときに、その任期を満了した場合 期間が満了した日
 - 四 休職の期間が満了しても、休職事由が消滅しない場合 期間が満了した日
 - 五 死亡した場合 死亡した日
 - 六 大学の役員になった場合 就任日の前日

(自己都合による退職手続)

第3条 職員は、自己の都合により退職しようとする場合は、退職を予定する日の30日前までに、文書をもって願い出なければならない。 (定年)

- 第4条 職員の定年は、満65歳とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、定年に達した職員が第2条第二号の規定により退職すべき こととなる場合において、その職員の職務の特殊性又はその職員の職務の遂行上の特別 の事情からみてその退職により業務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理 由があるときは、あらかじめ当該職員の同意を得た上で、学長はその職員に係る定年退職 日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事 させるため引き続き勤務させることができる。
- 3 前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の 事由が引き続き存すると認められる十分な理由があるときは、1年を超えない範囲内で 期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日か ら起算して3年を超えることができない。
- 4 前2項の規定は、教育研究職員及び研究教育マネジメント職員には適用しない。 (退職時の処理)
- 第5条 職員が退職する場合には、大学から貸与された物品その他大学の権利に属するものを返還し、また大学に弁済すべき債務があるときは退職の日までに精算しなければならない。
- 2 職員が退職したときは、大学は原則として退職の日から1か月以内に給与を支払い、その他の必要な手続を行う。
- 3 退職手当の支払について必要な事項は、別に定める「国立大学法人電気通信大学職員退

職手当規程」及び「国立大学法人電気通信大学年俸制適用職員退職手当規程」による。 (退職時の証明)

- 第6条 退職を予定又は退職した職員が、退職時の証明の交付を請求したときは、学長はこれを交付するものとする。
- 2 退職時の証明による証明事項は次のとおりとする。
 - 一 雇用期間
 - 二 業務の種類
 - 三 大学における地位
 - 四 給与
 - 五 退職事由
- 3 退職時の証明には、前項の事項のうち、本人から請求のあった事項のみを証明するものとする。

(退職前の遵守事項)

第7条 職員は退職するまでは、従前のとおり勤務しなければならない。

(退職後の遵守事項)

第8条 職員は、退職後も在任中に知り得た大学の秘密を他に漏洩してはならない。

附則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この規程の施行日の前日において人事院規則11-8 (職員の定年)第3条第1項第1号に規定する職員として電気通信大学に勤務し、引き続き大学の職員となった者の定年は満63歳とする。

附 則 (平成19年3月6日規程第49号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年7月20日規程第23号)

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則 (平成26年12月24日規程第27号)

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月20日規程第21号)

- 1 この規程は、平成29年12月20日から施行する。
- 2 平成30年3月31日に定年により退職する職員が、自己の都合により平成29年12月31日までに退職しようとするときは、第3条中「退職を予定する日の30日前」とあるのは「平成29年12月27日」と読み替えて、同条の規定を適用するものとする。ただし、退職を予定する日が同年12月27日以前であるときは、同条中「退職を予定する日の30日前」とあるのは「退職を予定する日の前日(その日が土曜日又は日曜日に当たるときは、その直前の平日)」とする。

附 則 (令和3年9月13日規程第14号)

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月19日規程第6号)

- 1 この規程は、令和5年6月19日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第4条第1項の規定にかかわらず、令和13年3月31日までの間における教育研究技師、事務職員、技術職員及びその他職員の定年は、次表の左欄に掲げる期間において、それぞれ右欄に掲げる年齢とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	満61歳
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	満62歳
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	満63歳
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	満64歳